

訪問看護ステーション重要事項説明書（瑞心会）医療保険

1 事業所の概要

事業所名	医療法人 瑞 心 会 美浜訪問看護ステーション		
所在地	愛知県知多郡美浜町大字野間字上川田４５番地の２		
介護保険事業所番号	①訪問看護	２３６５７９００１９号	
管理者及び連絡先	氏 名	連 絡 先	
	浜野久美子	０５６９－８７－２１１２	
サービス提供地域	美浜町全域、南知多町（日間賀島・篠島を除く）全域、 武豊町全域、常滑市の坂井・広目・小鈴谷・大谷・古場・ 古場町・苅屋町・苅屋・熊野町・西阿野・檜原地区、 半田市の大湯町・椎の木町・板山町・君ヶ橋町・新野町 神田町・鴉根町・稲荷町・新宮町・富士ヶ丘・花園町・ 青山町・有楽町・旭町・川崎町地区とする。		

2 当法人の概要

名称・法人種別	医 療 法 人 瑞 心 会
代表者名	理 事 長 渡 邊 靖 之
所在地・電話	知多郡美浜町大字野間字上川田 4 5 番地の 2 TEL 0 5 6 9 - 8 7 - 2 1 1 1
業務の概要	医 療 業
事業所数	1 カ 所

3 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	管 理 業 務	1 名
サービス担当職員	サ ー ビ ス 担 当	看護師 常勤換算2.5以上

4 サービスの内容

(1) 「訪問看護」は、利用者の居宅（自宅）において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

- ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話
④褥瘡の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護
⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

(2) 事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。

(3) サービスは、別添の「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

営業日及び営業時間

区 分	内 容
営 業 日	月曜日から土曜日まで
営業時間	午前9：00～午後5：00
そ の 他	電話等により24時間常時連絡可能

(注) 年末年始(12/31～1/3)は「休祝日」の扱いとなります。

祝日、休日は必要があり、希望があれば訪問を予定します。

5 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」書面に必要事項を記入して、利用者又は家族の方に保管していただきます。(在宅用訪問記録ファイル)
- (2) 事業者は、一定期間ごとに(又は1か月ごとに)「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成(完成)して、利用者に説明のうえ交付(するとともに、居宅介護支援事業者に提出)します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

6 サービス提供責任者等

- (1) サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名： 浜野 久美子 連絡先(電話)：0569-87-2112

- (2) サービスを提供する主な看護婦等は次のとおりです。なお、事業者の都合により看護婦等を変更する場合は、サービス提供責任者から事前に連絡します。

主な看護婦等の氏名：

7 利用者負担額

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。

(基本療養費+管理療養費+加算分)×負担割合となります。

・後期高齢者の対象の方

※一定以上の所得者

・一般の健康保険等

(基本療養費+管理療養費+加算分)×負担割合となります。

重症心身障害者医療、福祉医療費受給者証をお持ちの方は 各市町村により自己負担額が変わります。

特定医療疾患の方は個々の負担割合となります。

いずれも医療費控除の対象となります。

※交通費は頂いておりません。ただし駐車場が無く有料駐車場を利用しないと訪問できない場合には駐車料金の実費のご負担をお願い致します。また、緊急時に高速道路を使用した場合には高速道路使用料金の実費を頂いております。

(2) 利用者負担金は、毎月毎に現金または引き落としでの取り扱いとなります。

8 キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

全体窓口（連絡先）（電話）： 0569-87-2112

(2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。

9 当法人のサービスの方針等

(1) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

(2) 実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

10 緊急時及び事故発生時の対応方法

(1) 緊急時および事故発生時にあたっては、緊急対応のうえ、利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また、登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

(2) 当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業者の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業者は訪問看護事業者総合保障制度に加入しております。

11 秘密の保持

当事業者が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密を保持します。従業者が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

12 虐待の防止について

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：浜野 久美子

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

1 3 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため 及び非常時の体制で早期の業務再開図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画を見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当法人お客様相談コーナー	電話番号 0569-87-2112 F A X 番号 0569-87-2119 相談員（責任者）浜 野 久 美 子 対応時間 午前9：00～午後5：00
--------------	---

○ 次の機関において苦情申出等ができます。

美浜町厚生部民生課介護係	所 在 地 知多郡美浜町大字河和字北田面106 電話番号 0569-82-1111 F A X 番号 0569-83-0755
南知多町保健介護課 高齢者介護係	所在地 知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地 電話番号 0569-65-0711 F A X 番号 0569-65-0694
武豊町厚生部福祉課	所在地 知多郡武豊町長尾山2番地 電話番号 0569-72-1111 F A X 番号 0569-72-1115
半田市福祉部介護保険課	所在地 半田市東洋町2丁目1番地 電話番号 0569-21-3111 F A X 番号 0569-23-6061
常滑市福祉部健康福祉課	所在地 常滑市新開町4丁目1番地 電話番号 0569-35-5111 F A X 番号 0569-35-4329
愛知県国民健康保険 団体連合会介護保険課内 苦情相談室	所 在 地 名古屋市東区泉1丁目6番5号 電話番号 052-971-4165 F A X 番号 052-962-8870

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- 【 説明確認書 】

令和 年 月 日

事業者 所在地 知多郡美浜町大字野間字上川田 4 5 番地の 2

事業者名 美浜訪問看護ステーション

説明者 印

利用者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

住 所

氏 名 _____ 印 _____

別紙

1、訪問看護のサービス内容

- ・ 状態観察 ・ 療養相談 ・ 点滴の管理 ・ 医師への報告 対応
- ・ ターミナルケア 終末期のケア ・ 保清 リラクゼーション

2、サービス提供日、時間

3、サービス内容

医療保険による

4、利用料金

割負担の場合

初回 5550円+7640円＝ 1割 ＝1322円×1 （初回）

2回目 5550円+3000円 ＝8550円 ×1割 ＝855円×（2回目）

特別管理加算（Ⅰ）500円／月

24時間対応加算 6800円／月×1割 680円×

退院時共同指導加算 8000円／1回

ターミナル加算 25000円／月×1割 2500円×1
（死亡月）